

福岡市地域まちづくり支援制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域まちづくり推進要綱第4条及び第5条第3項の規定に基づき実施する支援制度について、必要な事項を定めるものとする。

(まちづくりアドバイザー派遣)

第2条 市長は、次の各号のいずれも満たすまちづくりグループに対し、必要と認める場合は、予算の範囲内で、まちづくりアドバイザーを派遣することができる。

- (1) 概ね10名以上の住民等で構成されるグループであること。
- (2) まちづくり活動の対象地域が福岡市内であること。
- (3) 営利を目的とするグループでないこと。
- (4) 政治的又は宗教的な活動を目的とするグループでないこと。

2 まちづくりアドバイザーは、市と十分な連絡調整を図りながら、次の業務を行う。

- (1) まちづくりグループが行う地域まちづくりに関する助言及び指導
- (2) まちづくりグループが行う地域まちづくりを促進するため市長が必要と認めた業務

3 まちづくりアドバイザーの派遣を受けようとするまちづくりグループは、まちづくりアドバイザー派遣申請書(様式1-1)により、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請があった場合、速やかに内容を審査し、まちづくりアドバイザーの候補者について検討及び調整の上、派遣するか否かを決定し、派遣すると決定した場合は、申請を行ったグループに対し、まちづくりアドバイザー派遣決定通知書(様式1-2)を送付し、派遣しないと決定した場合は、申請を行ったグループに対し、まちづくりアドバイザー非派遣通知書(様式1-3)を送付する。

5 市長は前項の規定により派遣を決定したときは、前もって派遣業務について調整を行ったまちづくりアドバイザーに対し、まちづくりアドバイザー業務依頼書(様式1-4)を送付し、まちづくりアドバイザーは派遣業務の内容を確認した上で、市長に対し、まちづくりアドバイザー業務承諾書(様式1-5)を提出する。

6 まちづくりアドバイザー及びその派遣を受けたまちづくりグループは、派遣終了後、速やかに活動報告書(まちづくりアドバイザーにおいては様式1-6、派遣を受けたまちづくりグループにおいては様式1-7)を市長に提出しなければならない。

7 市長は、まちづくりアドバイザー及びその派遣を受けたグループから活動報告書が提出されたときは、内容を確認の上、まちづくりアドバイザーに対し報償費を支払うものとする。

8 前項に規定する報償費は、福岡市職員研修センターが定める講師謝礼基準を準用することとし、市長が特に定めた場合は、この限りでない。

(活動費の助成)

第3条 市長は、地域まちづくり協議会に対し、必要と認める場合は、次の各号に該当する協議会の活動事業（以下「助成対象事業」という。）について予算の範囲内で助成することができる。

- (1) 地域まちづくり協議会の体制づくりのための活動
 - (2) 地域まちづくりに関する知識習得のための活動
 - (3) 地域住民等への周知又は理解促進のための活動
 - (4) 地域まちづくり計画策定のための活動
 - (5) 事業化、地域のルールづくりに向けた合意形成のための活動
 - (6) その他市長が必要と認める活動
- 2 前項の活動に係る経費とは、次の各号に該当するものをいう。
- (1) 事務運営費（通信、連絡、印刷、書籍購入等の必要経費）
 - (2) 会議運営費（会議資料作成、コピー、その他会議開催に係る経費）
 - (3) 調査費（先進事例の現地視察等の調査経費）
 - (4) 広報費（活動内容、活動の方向性等を地域住民等に周知させるための広報誌発行経費）
- 3 助成金の額は、原則として同一の地域まちづくり協議会に対して、単年度につき20万円を限度とし、その交付期間は3年間を限度とする。（初動期の活動費助成）
- 4 前項の規定に関わらず、第4条に基づくコンサルタントの派遣が決定した場合は、原則として同一の地域まちづくり協議会に対して、コンサルタント派遣期間を限度として、助成期間を延長できるものとし、助成金の額は、単年度につき20万円を限度とする。（地域まちづくり計画策定期の活動費助成）
- 5 前項の規定に関わらず、コンサルタント派遣が終了し、地域まちづくり計画の実現化を図ろうとする場合は、原則として同一の地域まちづくり協議会に対して、3年を限度として助成期間を延長できるものとし、助成金の額は単年度につき50万円を限度とする。（地域まちづくり計画実現期の活動費助成）
- 6 助成金交付の申請は、助成金交付申請書（様式2-1）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。
- (1) 当該年度の事業計画書及び収支計画書
 - (2) 地域まちづくり協議会の規約
 - (3) 地域まちづくり協議会の役員等の名簿
 - (4) 地域まちづくり協議会の活動区域
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 7 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金交付の適否及び助成内示金額について決定するものとする。
- 8 市長は、前項の決定をしたときは、その決定の内容及び不交付の場合にはその理由を通知書（様式2-2、様式2-3）により地域まちづくり協議会に通知するものとする。
- 9 助成金交付の決定を受けた地域まちづくり協議会は、次の各号に該当する場合には、遅滞なく変更申請書（様式2-4）に変更後の内容を記載した第6項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 助成対象事業に要する予算の変更をしようとするとき。
 - (2) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。

- (3) 助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 10 市長は、前項の申請書の提出があったときは、第7項及び第8項の規定を準用するものとする。
- 11 助成金交付決定の通知を受けた地域まちづくり協議会は、助成対象事業が当該年度内に完了しないとき、又は助成対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示に従わなければならない。
- 12 助成金交付の決定を受けた地域まちづくり協議会は、当該年度内に実績報告書（様式2-5）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 収支報告書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 13 市長は、前項に基づく実績の報告がなされたときは、これを審査し交付すべき助成金額を確定するものとする。
- 14 市長は、前項の審査した内容について、確定通知書（様式2-6）により、地域まちづくり協議会に通知するものとする。
- 15 助成金は、当該年度の地域まちづくり協議会活動の終了後に交付するものとする。但し、市長がその活動の終了前に交付することが適当であると認める場合には、この限りではない。
- 16 助成金の交付を受けようとする地域まちづくり協議会は、交付請求書（様式2-7）を市長に提出しなければならない。
- 17 市長は、第15項但書により助成金の交付を受けた地域まちづくり協議会に対し、第7項により決定した助成内示金額と第13項により確定した助成金額との間に差額を生じた場合には、助成金の差額の返還を求めるものとする。
- 18 市長は、助成金の交付決定を受けた地域まちづくり協議会が次の各号に該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 助成金を第1項及び第2項以外の用途に使用したとき。
 - (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 19 前項の規定は、第14項の確定通知書を通知した後においても同様とする。
- 20 市長は、第18項又は、前項の規定に基づき、交付決定を取り消したときは、助成金交付決定取消し通知書（様式2-8）により、地域まちづくり協議会に通知しなければならない。
- 21 市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金返還命令書（様式第2-9）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（コンサルタント派遣）

- 第4条 市長は、地域まちづくり協議会が、地域まちづくり計画の案を策定しようとする場合に、その要請により、コンサルタントの派遣を行うことができる。
- 2 コンサルタントが行う技術的援助は、地域まちづくり協議会が実施する次の各号に掲げる活動に関する指導、助言等とする。
- (1) 地域の現況調査
 - (2) 地域まちづくり計画の案作成

- (3) 地域住民等への説明
 - (4) 活動記録の作成
 - (5) その他市長が必要と認める活動
- 3 コンサルタントの派遣期間は、3年間を限度とし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 コンサルタントの派遣の要請は、要請書（様式3-1）に次の各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。
- (1) 業務計画表
 - (2) スケジュール表
 - (3) その他市長が必要と認める図書
- 5 市長は、前項の要請書等を受理した場合は、速やかにコンサルタントを派遣するか否かを決定し、派遣すると決定した場合は、要請を行った地域まちづくり協議会に対し、通知書（様式3-2）を送付する。
- 6 コンサルタントの派遣に関し市が負担する費用は、原則として1協議会、1年度につき260万円を限度とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

附則

（本要綱の終期）

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

（本要綱の終期）

この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

（施行期間）

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。